



平成24年5月10日

各 位

会社名 東洋精糖株式会社
代表者名 取締役社長 佐々木 剛
(コード番号 2107 東証1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長
青山 正明
(TEL 03-3668-7871)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月10日開催の取締役会において、定款一部変更に関し、平成24年6月21日開催予定の当社第88回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更の理由は、次のとおりであります。

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条の事業目的につきまして変更するものであります。
- (2) 附則第1条及び第2条は、既に不要となっておりますので、削除するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙(定款変更案)のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月21日(木曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号) (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 砂糖の製造、加工及び販売並びに製糖副産物の加工及び販売 (2) 食料品の製造、加工及び販売 (3) 物品の保管及び運輸 (4) 不動産の売買、仲介、斡旋、建築、管理及び賃貸並びに倉庫業 (5) 観光、娯楽、教育、スポーツ施設及びホテル、飲食業の経営 (6) 飲食物、煙草、スポーツ用品、レジャー用品、日用雑貨類、衣料、楽器、音響機器、美術工芸品、出版物の販売並びに酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品、飲料品、食品添加物、砂糖以外の糖類、飼料、肥料の製造及び販売 (7) 情報の処理・提供・通信、その他情報サービス業及びソフトウェアの設計・製作及び販売 (8) 駐車場、自動車修理工場、ガソリンスタンド及び洗車場の経営並びに自動車、部品、用品の販売 (9) 農林業並びに農林生産物の加工及び販売 (10) 生命保険募集に関する業務及び損害保険に関する各種代理業務 (11) 前各号に附帯関連する一切の事業 前項の目的を遂行するため他と共同してこれを営み又は他に出資し若しくは他会社の発起人となることができる。 <p>第 3 条～第 50 条 (条文省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号) (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 砂糖の製造、加工及び販売並びに製糖副産物の加工及び販売 (2) 食料品の製造、加工及び販売 (3) 物品の保管及び運輸 (4) 不動産の売買、仲介、斡旋、建築、管理及び賃貸並びに倉庫業 (5) 観光、娯楽、教育、スポーツ施設及びホテル、飲食業の経営 (6) 飲食物、煙草、スポーツ用品、レジャー用品、日用雑貨類、衣料、楽器、音響機器、美術工芸品、出版物の販売、並びに酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品、飲料品、食品添加物、砂糖以外の糖類、飼料、肥料、及びこれらの原料の製造及び販売 (7) 情報の処理・提供・通信、その他情報サービス並びにソフトウェアの設計・製作及び販売 (8) 駐車場、自動車修理工場、ガソリンスタンド及び洗車場の経営並びに自動車、自動車部品及び用品の販売 (9) 農林業並びに農林生産物の加工及び販売 (10) 生命保険募集に関する業務及び損害保険に関する各種代理業務 (11) 前各号に附帯関連する一切の事業 <u>2.</u> 前項の目的を遂行するため他と共同してこれを営み又は他に出資し若しくは他会社の発起人となることができる。 <p>第 3 条～第 50 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> |

| | |
|---|---|
| (昭和24年11月29日制定) (昭和49年12月27日改正) (昭和50年12月24日改正) (昭和52年12月27日改正) (昭和56年12月25日改正) (昭和58年12月22日改正) (昭和63年12月16日改正) (平成 3年 6月27日改正) (平成 6年 6月29日改正) (平成10年 6月26日改正) (平成13年10月 1日改正) (平成14年 6月27日改正) (平成15年 6月26日改正) (平成18年 6月23日改正) (平成21年 6月19日改正) | (昭和24年11月29日制定) (昭和49年12月27日改正) (昭和50年12月24日改正) (昭和52年12月27日改正) (昭和56年12月25日改正) (昭和58年12月22日改正) (昭和63年12月16日改正) (平成 3年 6月27日改正) (平成 6年 6月29日改正) (平成10年 6月26日改正) (平成13年10月 1日改正) (平成14年 6月27日改正) (平成15年 6月26日改正) (平成18年 6月23日改正) (平成21年 6月19日改正) <u>(平成24年 6月21日改正)</u> |
|---|---|

以 上